

| | | |
|---|--|-------------|
| 受理官庁 VN | ベトナム知的所有権庁 (IP VIET NAM) | 附属書 C VN |
| 右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁 | ベトナム | |
| 国際出願の作成に用いることができる言語 | 英語 | |
| 配列リストにおける言語依存フリー テキストのために認められる言語 | 上述した言語と同じ ¹ | |
| 願書の提出に用いることができる言語 | 英語 | |
| 紙形式について受理官庁が要求する部数 | 3 | |
| 受理官庁は電子形式による国際出願を 認めるか？ ^{2, 3, 4} | 認める。受理官庁はe PCT出願による電子出願を認める。 | |
| 受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)？ | 認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に確認されたい。 | |
| 管轄国際調査機関 | オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、欧州特許庁、 連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、 シンガポール知的所有権庁、日本国特許庁 (JPO)、 韓国知的所有権庁又はスウェーデン知的所有権庁 (PRV) | |
| 管轄国際予備審査機関 | オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、欧州特許庁 ⁵ 、 連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、 シンガポール知的所有権庁 ⁶ 、日本国特許庁 (JPO) ⁶ 、 韓国知的所有権庁又はスウェーデン知的所有権庁 (PRV) | |

[次頁に続く]

- 1 受理官庁はPCT規則12.1(d)に基づき認める言語を国際事務局に具体的に通告していない。
- 2 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 3 国際出願に明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26XMLフォーマットに準拠したものを提出すべきである。このフォーマットで配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。受理官庁がこのフォーマットでの電子形式による国際出願を受理しない場合、その国際出願は受理官庁としての国際事務局に送付される（PCT規則19.4(a)(ii)の2)）。
- 4 関連する受理官庁の通告については、2019年10月31日付公示（PCT公報）161頁以降参照。
- 5 この官庁は、国際調査を同官庁、オーストリア特許庁又はスウェーデン知的所有権庁（PRV）が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。
- 6 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

VN ベトナム知的所有権庁 VN
 (I P V I E T N A M) (続 き)

| | |
|--|--|
| 受理官庁に支払うべき手数料 | 通貨：ベトナム・ドン (VND) 及びスイス・フラン (CHF) |
| 送付手数料 | VND 300,000 |
| 国際出願手数料 ⁷ | CHF 1,330 |
| 30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁷ | CHF 15 |
| 減額（手数料表第4項に基づく）： | |
| 電子出願 （文字コード形式による願書） | CHF 200 |
| 電子出願 （文字コード形式による願書， 明細書，請求の範囲及び図面） | CHF 300 |
| 調査手数料 | 附属書D (AT), (AU), (EP), (JP), (KR), (RU), (SE) 又は (SG) 参照 |
| 優先権書類の手数料 （PCT規則17.1(b)） | なし |
| 受理官庁は代理人を要求するか？ | 不要，出願人がベトナムに居住している場合，又はベトナムに 現実かつ有効な工業上若しくは商業上の拠点を有する場合 要，出願人がベトナムの非居住者である場合，又は出願人が 複数名であれば，願書様式（PCT/RO/101）に最初に記載 された出願人がベトナムに居住していない場合 |
| 誰が代理人として行為できるか？ | 受理官庁に対して手続を行う権利を有している代理人 |
| 委任状の提出要件の放棄 | |
| 受理官庁は，別個の委任状を提出する 要件を放棄しているか？ | していない |
| 受理官庁は，包括委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか？ | していない |

⁷ この手数料は，一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。